

第 11 回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定 検討委員会会議概要

会議名称	第 11 回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称） 策定検討委員会
開催日時	平成 28 年 7 月 8 日（金） 午前 10 時～午前 11 時 30 分
開催場所	立川市役所 本庁舎 208 会議室
次第	[開 会] 1 報告事項 （1）第 10 回条例策定検討委員会の検討状況について 「第 2 本論 合理的配慮の提供」について ア 保健・医療に関する合理的配慮 イ 教育に関する合理的配慮 ウ 雇用に関する合理的配慮 エ 生活・バリアフリーに関する合理的配慮 オ 保育に関する合理的配慮 カ 療育に関する合理的配慮 キ 地域生活に関する合理的配慮 ク 文化芸術活動・スポーツに関する合理的配慮 2 検討事項 「第 2 本論 相互理解の促進」について（つづき） 「第 2 本論 差別に関する相談体制」について （2）作業部会について 3 その他事務連絡 [閉 会]
出席者	[委 員] 吉川かおり委員長、長谷川敬祐副委員長、加藤みどり、泉口哲男、 岩元喜代子、野々久美子、谷川香月、岡田治、奥山葉月、滝富加、曾根博、 田中文人、塩沢隆幸、石川誠、岡部直士、山本繁樹（敬称略、順不同） [事務局] 井田福祉保健部長、高木障害福祉課長、加藤業務係長、 成田障害福祉課主査、阿部障害福祉第二係長、柳障害福祉第三係長、 塩島主任、井土主事
会議資料	資料 11-1 第 10 回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる 条例（仮称）策定検討委員会会議概要 資料 11-2 条例のたたき台に対する策定検討委員会からの意見等について（修正版） （第 2 本論 合理的配慮の提供）（保健・医療、教育、雇用、生活・バリアフリー） 資料 11-3 条例のたたき台に対する策定検討委員会からの意見等について （第 2 本論 合理的配慮の提供）（保育、療育、地域生活、文化芸術活動・スポーツ） 資料 11-4 第 2 本論 （3）相互理解の促進（資料 10-15 の一部追加） 資料 11-5 「相互理解の促進」についての条文のたたき台と施策の展開について（資料 10-16 の一部追加） 資料 11-6 「障害者」の支援体制と「障害を理由とする差別に関する相談体制について 資料 11-7 「障害を理由とする差別に関する相談体制等」についての条文の規定につい て 資料 11-8 各自治体における差別に関する相談体制等についての比較一覧 資料 11-9 障害者差別解消法（差別に関する相談体制関係）の規定と他市の条例の規定

	について 資料 11-10「前文」「題名」に関する他市の状況について 資料 11-11「差別に対する相談体制」と「紛争の防止又は解決を図る体制」のイメージについて
--	--

〔開 会〕

○事業関係者として、山川滋委員の後任に塩沢隆幸委員が就任された。

1 報告事項

(1) 第 10 回条例策定検討委員会の検討状況について

「第 2 本論 合理的配慮の提供」について

- ア 保健・医療に関する合理的配慮
- イ 教育に関する合理的配慮
- ウ 雇用に関する合理的配慮
- エ 生活・バリアフリーに関する合理的配慮
- オ 保育に関する合理的配慮
- カ 療育に関する合理的配慮
- キ 地域生活に関する合理的配慮
- ク 文化芸術活動・スポーツに関する合理的配慮

2 検討事項

i 「第 2 本論 相互理解の促進」について（つづき）

○第 3 項「障害のない人は、障害や障害のある人に対する理解を深め、障害のある人とともに地域社会をつくるよう努めるものとする。」という条文案を追加した。

●「障害のある人もない人も」となると問題はないが、「障害のない人は」という部分は、違和感がある。生きていく上での障害は、誰にでも等しくあるのではないか。

●第 3 項と第 2 項「障害のある人は、地域社会の一員として、障害のない人との相互理解を図るため、可能な限り地域の活動に参加するよう努めるものとする。」はまとめた方がよいのでは。二つにわけていること自体が、区別をしているような感じを受ける。一つの項目にした方が、違和感がない。

●条文案をいくつか事務局で考えてほしい。

●障害のある人もない人もお互いを理解すること、相互理解が大切になる。

ii 「第 2 本論 差別に関する相談体制」について

○今後の相談体制を考えると、市の職員のスキルアップも大切になってくる。

○障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止または解決のための取組を効果的かつ円滑に行うため、調整委員会を設置する。地域協議会は新たに設置せず、既存の自立支援協議会や障害者施策推進委員会にその機能を付与する予定。

●差別に関する相談支援について、委託事業所に絞るのか、あるいは計画相談を担う指定特定相談支援事業所まで窓口を広げるのかが焦点となってくる。相談窓口に行くことができる人は、一握りであるため、広く窓口を広げるのが良いのでは。

●差別に関する相談窓口を利用できる人については、相互に理解するということを考えると住民側のみならず、事業者も含めた方がよい。

●ワンストップ機能という点からは、窓口は一本化した方がよい。障害種別に関わらず、総合的に受け付ける窓口を設置して欲しい。第三者性を担保しつつ、従来からある機関を整理し検討するのはどうか。

●誰に相談するのかということは重要。相談窓口は選択できるようにして欲しい。

●誰でも相談してよいという文言もあった方がよい。

●民間事業所と市が並列の関係になるのは、あまり好ましくない。相談体制のあり方を検討する上では、まず委託先事業所と話し合いをして欲しい。

- 自立支援協議会で横のつながりはあるが、縦のつながりは不十分と言える。
- 相談窓口は、どこかに集約を図らないと合理的配慮が行き届かないのでは。障害分野以外の差別についても相談できる窓口があった方がよい。
- 話しやすい、親しみやすい窓口は必要で数多くあった方がよい。ただし、それらをまとめる大きな窓口は必要となる。最終的には、大きな窓口で取りまとめをして判断して欲しい。
- 第三者性の担保が必要。第三者性のある委員会を設けて、その委員会が相談内容を分析して対応して欲しい。
- 相談窓口については、集約した方がよい。相談内容は多岐に渡るが、行政は縦割りとなっている。縦割りを超え、調整できる機関が必要。
- 差別解消・合理的配慮についての積極的な相談窓口を設けて欲しい。
- 大きな窓口は、基幹相談支援センターとなる。全自治体のうち25%の自治体が設置済みとなっているが、立川市でも今後、設置を考えていきたい。
- 障害者の権利擁護に関する調整委員会は、中立性・公平性を担保することが重要になってくる。
- 条例策定に併せて、できる限り相談体制を再構築して欲しい。
- 差別に対する相談体制の中で、他市の規定では、あっせん・勧告及び公表がうたわれているが、市として問題を解決して欲しい。

iii 題名、前文について

- 平成25年12月の市議会で請願が採択され、「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）」となった。あくまで、仮称であり正式名称については、今後考えていきたい。
- 差別のないまちをつくっていくという決意表明にしていきたい。
- 10年後、20年後も見据えた条例にするため、多様性を認めるという文言を入れて欲しい。
- 一人一人の尊厳、個人が尊重されることが大切。市民一人一人の問題という認識が重要になってくる。
- 前文については、これまでの背景・現状・目指すべき方向、これからのあり方という3段階でまとめてはどうか。
- 支援を受けるという受け身の姿勢ではなく、より主体的で前向きな姿勢が障害者にも重要になってくる。
- 前文は誰にでも理解できる文章にするのがよい。条文と印象がかわってもよい。
- 条例らしいものとして欲しい。また、逐条解説を作成してほしい。

(2) 作業部会について

- 9月から10月にかけて必要に応じて開催する予定。6～7名の規模となる。

3 その他事務連絡

- 修正案については、第12回、第13回の2回で協議していきたい。
- 資料については出来上がり次第、順次発送していきたい。
- 次回は、平成28年8月22日（月）の13時から208会議室で行う予定。

[閉 会]

以 上